

株式会社カノン

生活塾

山形市介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービス（従前相当）重要事項説明書

（令和 7 年 5 月 1 日現在）

当事業所は、山形市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（従前相当）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社カノン
主たる事務所の所在地	〒990-2481 山形市あかねヶ丘二丁目15番10号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 戸内 美子
設立年月日	平成20年5月30日
電話番号	023-645-0580

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	生活塾	
サービスの種類	山形市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（従前相当）	
事業所の所在地	〒990-0832 山形市城西町五丁目1番7号	
事業所の管理者	戸内 美子	
電話番号	023-664-0168	
指定年月日・事業所番	平成30年4月1日	0670103621
実施単位・利用定員	1単位	定員15人
通常の事業の実施地域	山形市	
面積	敷地面積359㎡	
建物概要	木造2階建て 述べ床面積183㎡	
損害賠償責任保険	超ビジネス保険（事業活動包括保険）	

3. ご利用事業所の主な設備の概要

食堂・機能訓練室	46㎡の広さがあり、機能訓練やレクリエーションを行う部屋になります。また、食堂を兼ねています。
静養室	いつでも静養できるように配慮しています。
相談室	玄関に隣接した一角に設けています。居宅介護支援事業所の相談室と共用になります。
浴室・脱衣室	個浴用の浴室と脱衣室になります。

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、山形市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・通所型サービス（従前相当）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、山形市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

5. 提供するサービスの内容

通所型サービス（従前相当）の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

機能訓練	四肢機能訓練
アクティビティ （介護予防）	脳トレーニング（計算・書き取り・音読・回想法等）、口腔ケア（嚥下体操）、ボール運動など
生活指導	生活相談・助言、事業所内での日常生活の支援
レクリエーション	創作活動、ゲーム、外出（山形市内とその周辺）など
食事の提供	手作りの普通食の提供
健康チェック	バイタルチェック、健康観察、健康相談
入浴	個浴での入浴支援
送迎	職員及び外部委託のドライバーによる送迎

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前9時20分から午後4時30分まで

7. 従業者の職種、員数及び職務の内容

() は兼務

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1 (1)		従業者の管理、業務の管理
生活相談員	3 (3)		生活相談、所内サービス調整、他法人との連携
看護職員		2 (2)	健康管理、衛生管理、看護業務
介護職員	4 (2)		利用者の必要な日常生活上の支援
機能訓練指導員		2 (2)	機能訓練の指導

8. 利用料等

(1) 通所型サービス（従前相当）の利用料

【基本部分】

利用回数・認定区分	サービス費用	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度（事業対象者） ・要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
週2回程度（事業対象者） ・要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

(注1) 日割り計算の場合は、週1回・要支援1の方は59円/日、週2回・要支援2の方は119円/日を基準単位とし、それに日割り日数を乗じた額となります。なお、2割負担はその倍額、3割負担はその三倍額。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件 (概要)	加算額（利用者負担）		
		1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員に占める介護福祉士の割合50%以上。月単位。	週1回・要支援1：72円 週2回・要支援2：144円	週1回・要支援1：144円 週2回・要支援2：288円	週1回・要支援1：216円 週2回・要支援2：432円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(注1)	介護職員の処遇を改善する加算。月単位。	基本部分及び他の加算減算における利用者負担額×9.2%	1割負担の2倍額	1割負担の3倍額

(注1) 当月の加算・減算の算定状況により額は変動します。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）	減算額（利用者負担）		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
通所型独自送迎減算	送迎未実施の場合 (片道につき)	-47円	-94円	-141円

(2) その他の費用

食費	800円/1食
おむつ代	実費
レクリエーション 材料費	実費
キャンセル料	利用日の前日17:00までに申し出がない場合、食費相当額

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料金、その他の費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、原則としてその当日に発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	ご家族など利用者の代理人の方が遠隔地にお住いの場合。
現金払い	専用のご利用料集金封筒を用意します。

9. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

10. 事故発生時の対応

- ・通所型サービス（従前相当）の提供により事故が発生した場合は、速やかに山形市、家族、指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ

ます。

- ・通所型サービス（従前相当）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 1. 非常災害対策

非常災害時の対応方法	消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行う。また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知する。
避難訓練等の概要	事業所内にて避難訓練を年2回実施する。
消防計画等	所轄消防署に避難訓練実施のための消防計画書を提出する。
防火設備等の概要	消火器及び火災警報装置を設置。

1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：戸内美子、千葉健祐 ご利用時間：午前10時～午後4時 電話番号：023-664-0168
---------	--

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
山形市福祉推進部 介護保険課・長寿支援課	山形市旅籠町二丁目3番25号	023-641-1212

1 3. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	利用契約書第15条において守秘義務を規定するとともに、提供記録等の関係書類の管理を徹底する。
従業者に対する秘密の保持について	事業所と従業者との間の雇用契約内容として、雇用期間及び雇用期間終了後における従業者の秘密保持義務を規定した条項を加える。また、所内ミーティングにおいて秘密保持に対する意識を高める。

1 4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 戸内美子
-------------	----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 身体的拘束等

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

①切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できない場合に限ります。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16. 感染対策等

(1) 事業の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービス（従前相当）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置

を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- ・他の利用者のご迷惑になるような行為は慎むようお願いします。
- ・体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明し、交付しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 山形市あかねヶ丘二丁目15番10号
事業者（法人）名 株式会社カノン
代表者職・氏名 代表取締役 戸内美子 印
説明者職・氏名 印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住所
本人との続柄
氏名 印

立会人 住所
氏名 印